

指定・運営に関する 留意事項について

名古屋市介護保険課居宅指定係



指定に関する留意事項

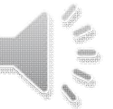
- 介護保険事業所としての指定を受ける場合、
 - 指定月の3か月前に事前相談
 - 指定月の2か月前に指定申請書類を提出
 - 介護保険課にて審査後、指定通知書を送付

例) R3.12.1に指定を受ける場合

9月に事前相談

10月に指定申請書類を提出

11月末頃に指定申請書送付



指定に関する留意事項

- 指定通知書の再発行はできません
- 指定日の3ヶ月後に現地確認を行います。(感染症の感染拡大防止の観点から、実施を延期する場合があります。)
- 指定の有効期間は原則6年間です。ただし、ミニデイ・運動型については、既に指定を受けている事業の指定の有効期間に合わせます。
- 指定の更新については、有効期間満了前に指定指導センターから手続きをご案内します。
- 介護保険法の指定を受けると、「生活保護法」と「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の指定を受けることとなります。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2014081100021/>



運営に関する留意事項

- 各種法令、指定基準や名古屋市基準条例、報酬告示を始めとする関係法令等を十分熟知の上、基準を遵守して事業を運営してください。
- 毎年、名古屋市介護保険課が介護保険指定事業者講習会（集団指導）を開催していますので、必ず参加してください。過去に開催した講習会資料を下記に掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/attribute/shido/>



運営に関する留意事項

- 市からの重要な案内は「NAGOYAかいごネット」でお知らせします。また、各サービスの運営の手引きも順次掲載していますので、定期的にご確認ください。
- NAGOYAかいごネット <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>
- 愛知県高齢福祉課 <https://www.pref.aichi.jp/korei/>
- 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
- WAMNET <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



運営に関する留意事項

出勤簿又はタイムカードは出退勤時間を記入し、月に一度、本人と管理者等(管理者の出勤簿等には管理者の上司にあたる者でも可)が確認し署名等したものを保管してください。他事業との兼務がある場合(訪問介護事業所と有料老人ホームの兼務等)、勤務時間の内訳がわかるように明記してください。

勤務する全ての職員の「雇用関係がわかる書類(雇用契約書や辞令又は人事発令簿等)」「資格証明書(研修修了証を含む)の写し」「履歴書(経歴書)」を各事業所で保管してください。

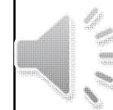
「雇用関係がわかる書類」の内容には、雇用(勤務)開始日・事業所名・職種を必ず明記してください。

法人役員の方(法人代表者も含む)又は個人事業者が事業所で勤務する場合についても、人員配置を確認するうえで必要となりますので、上記の内容を含む「辞令又は人事発令簿等」「資格証明書」「経歴書」を作成していただきますようお願いします。

また、「資格証明書」において、氏名変更があった方がいる場合については、氏名変更を証明する公的書類(裏面に氏名変更の内容が記載された運転免許証や年金手帳等)の写しを保管してください。

「運営規程」「重要事項説明書」「苦情を処理するための措置の概要」は揭示義務があります。利用者や家族から見やすいよう、相談室等に掲示するか、ファイルに綴じ相談室等に設置してください。

人員欠如が発生した場合、サービスの提供ができなくなる可能性があるため、すみやかにセンターまでご連絡いただきますようお願いします。



名古屋市介護事業者指定指導センター

- 事業所の指定等事務の一部は、「名古屋市介護事業者指定指導センター」に委託されています。
- 名古屋市介護事業者指定指導センター
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階
- TEL 950-2232 FAX 971-0577
- 委託内容は下記を参照してください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/shisetsu/madoguti.html>



各種届出について

届出種類	提出期限等
加算届	前月15日(以下を除く)
変更届	変更が生じた日から10日以内 以下の場合、事前協議が必要となります。 ・通所・入所系サービスの事業所専用区画等の変更 ・満たすべき基準(相談室や通所介護の利用定員等)の変更 ・事務所の所在地の変更 ○ <u>従業員の变更に係る届出の特例</u> 従業員の变更には特例の取扱いがあります。詳しくは介護保険事業者講習会資料やNAGOYAかいごネットをご確認ください。
廃止届・ 休止届	廃止または休止日の1月前
再開届	再開日から10日以内
更新申請	有効期間満了前に通知いたします。



ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点等は、

指定指導センターまたは、

介護保険課居宅指定係(052-972-3487)までお問い合わせください。

